

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年12月15日
【事業年度】	第16期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）
【会社名】	M R T株式会社
【英訳名】	MRT Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 馬場 稔正
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神南一丁目18番2号 (注)平成27年12月14日から本社が上記のように移転しております。 旧住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
【電話番号】	03(6415)5280 (注)平成27年12月14日から上記のように変更しております。 旧電話番号 03(3344)7517
【事務連絡者氏名】	取締役 西岡 哲也
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神南一丁目18番2号 (注)平成27年12月14日から上記のように変更しております。 旧住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
【電話番号】	03(6415)5295 (注)平成27年12月14日から上記のように変更しております。 旧電話番号 03(3344)7517
【事務連絡者氏名】	取締役 西岡 哲也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

当社と元取締役（元システム担当取締役）との間で、係属しておりました民事訴訟について、平成27年11月26日、東京高等裁判所は、元取締役の請求をすべて棄却した第一審判決が相当であるとして、元取締役の控訴を棄却しました。また、上告及び上告受理申立ての期限である平成27年12月10日までに上告等がなされなかったため、当該訴訟は確定し、終了しました。

これにより、平成27年6月26日に提出いたしました第16期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

3 その他のリスクについて

(2) 訴訟等について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

4【事業等のリスク】

3. その他のリスクについて

(訂正前)

(2) 訴訟等について

本書提出日現在において、当社と元取締役（元システム担当取締役）との間で、民事訴訟が係属しております。今後の推移によっては当社の主張が認められず、当社に金銭その他の損害が発生する可能性があります。

また、当社は訴訟について弁護士と協議しながら、どのような時期に、どのような手続等が発生するかの見通しを検討しつつ慎重に対応しておりますが、必ずしも当社が想定している通りになるわけではありません。原告又は裁判所等の関係者の判断により、当社の想定よりも訴訟等の進捗が早くなる場合又は遅くなる場合、当社の想定している結果が得られない場合等が生じる可能性があります、その場合には当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、今後も事業推進上、偶発的に発生する訴訟や訴訟に至らない請求を受ける可能性、訴訟に関連した弁護士費用が発生する可能性があります、その場合には当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

同訴訟の内容については、以下のとおりであります。

係争内容	役員解任に伴う損害賠償・名誉棄損等に関する民事訴訟について
原告	元取締役 1名
被告	当社、当社代表取締役、当社取締役会長、当社取締役及び当社元取締役
内容	元取締役である原告が、役員任期の途中で解任されたことによる損害賠償、名誉棄損及びハラスメント等を理由とする損害として総額22,873千円（内訳：解任による損害賠償額 21,873千円、名誉棄損及びハラスメント等による損害賠償額 1,000千円）の賠償を求めて、平成24年10月に当社及び上記被告を相手に提訴しました。
方針	当社としての正当性を主張する方針であります。取締役の解任については、弁護士とも協議し、解任の正当性を主張しておりますが、将来発生するおそれが現実化した場合の賠償金の支出に備えるため、原告の解任による賠償請求額及び訴訟費用見込額を訴訟関連費用引当金として計上しております。

同訴訟において訴訟関連費用引当金として計上している訴訟費用見込額は、合計23,397千円（本書提出日現在）であります。

(訂正後)

(2) 訴訟等について

当社と元取締役(元システム担当取締役)との間で、係属しておりました民事訴訟について、平成27年11月26日、東京高等裁判所は、元取締役の請求をすべて棄却した第一審判決が相当であるとして、元取締役の控訴を棄却しました。また、上告及び上告受理申立ての期限である平成27年12月10日までに上告等がなされなかったため、当該訴訟は確定し、終了しました。その結果、当該訴訟において当社の主張が認められ、元取締役が求める損害賠償額を支払う可能性はなくなりました。

同訴訟の内容については、以下のとおりであります。

係争内容	役員解任に伴う損害賠償・名誉棄損等に関する民事訴訟について
原告	元取締役 1名
被告	当社、当社代表取締役、当社取締役会長、当社取締役及び当社元取締役
内容	元取締役である原告が、役員任期の途中で解任されたことによる損害賠償、名誉棄損及びハラスメント等を理由とする損害として総額22,873千円(内訳:解任による損害賠償額 21,873千円、名誉棄損及びハラスメント等による損害賠償額 1,000千円)の賠償を求めて、平成24年10月に当社及び上記被告を相手に提訴しました。